

建築基準法第6条第1項第4号による指定区域

天津小湊都市計画区域全域が建築基準法第22条の指定区域となっています

建築基準法第6条の指定区域全域が同法第22条の指定区域となっています

鴨川都市計画区域全域が建築基準法第22条の指定区域となっています

- 

建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定する建築主事の確認を受けなければならない区域
- 

建築基準法第22条の規定により指定する建築物の屋根を不燃材で造り又はふかなければならない区域

1:35000  
0 250 500 750 1000(m)